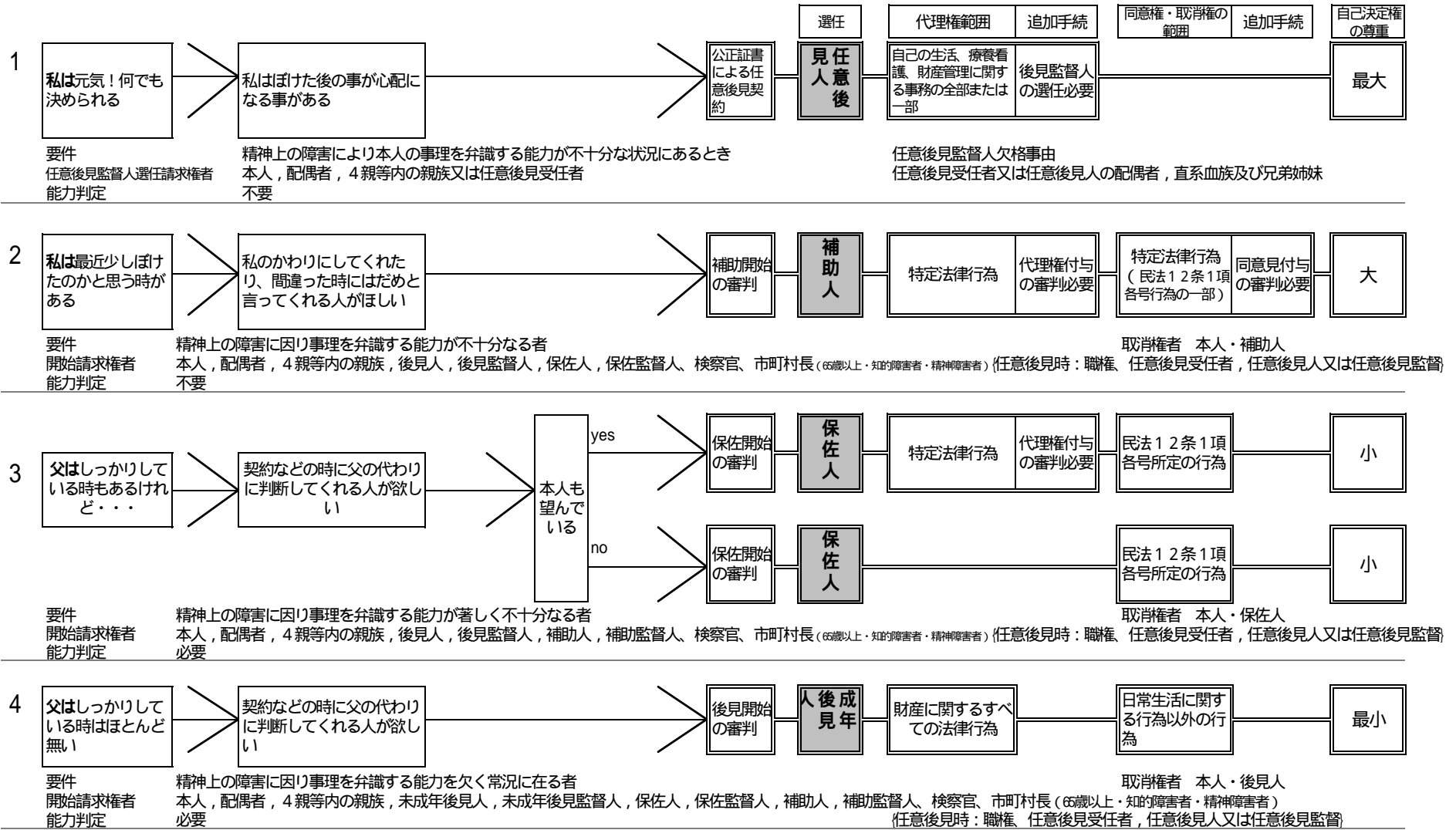


チャート式成年後見法



民法第12条1項

- 1 元本を領収し又は之を利用すること
- 2 借財又は保証を為すこと
- 3 不動産其他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為を為すこと
- 4 訴訟行為を為すこと
- 5 贈与、和解又は仲裁契約を為すこと

- 6 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割を為すこと
- 7 贈与若しくは遺贈を拒絶し又は負担附の贈与若しくは遺贈を受諾すること
- 8 新築、改築、増築又は大修繕を為すこと
- 9 第602条に定めたる期間を超ゆる賃貸借を為すこと